

**青森県公有財産管理システム構築等業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

本業務は、新たな公有財産管理システムを構築することにより、システムの老朽化や大量の紙媒体での台帳処理等の現状の課題を解決しつつ、県有財産管理業務の事務負担の軽減及び業務効率化を図るとともに、本県における「所有権を持たないが管理権限を有する所有外管理資産」のうち、指定区間外の国道及び指定区間の一級河川・二級河川等、重要性がある資産について、網羅的に把握し、令和 8 年度決算の固定資産台帳に適切に反映することを目的として、本業務の受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 委託業務概要

(1) 業務名

青森県公有財産管理システム構築等業務委託

(2) 業務内容

別添「青森県公有財産管理システム構築等業務調達仕様書」のとおり。

(3) 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）

なお、新たな公有財産管理システムは令和 10 年度からの稼働開始を想定しており、令和 9 年度に想定している工程に係る業務委託については、別途契約予定。

また、導入作業完了後の運用保守作業に係る契約については、令和 10 年度以降、別途契約手続を行う。

(4) 提案の上限額

2 5, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、令和 9 年度に想定している工程に係る委託料については、別途予算措置予定（3 9, 0 0 0 千円程度）

(5) 受託候補者の選定方法

公募型プロポーザル

3 参加資格

下記「(1) 参加要件」の「①」から「⑧」の要件を満たしている者とする。

(1) 参加要件

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ② 国、青森県から指名停止等の措置を受けている者でないこと又は受けることが明らかである者でないこと。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による会社更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- ④ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）、都道府県税（法人県民税及び法人事業税）の滞納がないこと。
- ⑤ 役員に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑥ 青森県暴力団排除措置要綱（令和 3 年 4 月 1 日施行）に規定する排除措置対象者に該当する者でないこと。
- ⑦ 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（令和 8 年 5 月 27 日施行）に基づき、競争入札参加資格者名簿において、業種「U 電子計算組織に係るもの」での登載がある者。
- ⑧ 都道府県における固定資産台帳整備及び財務書類等作成支援の実績を有すること。

4 プロポーザルに係る質問及び回答

本プロポーザルに係る質問は、質問票（様式 1）を電子メールにより提出すること。

(1) 受付期間

令和 8 年 9 月 1 日（火）～ 9 月 8 日（火）17 時まで

(2) 提出先

青森県財務部財産管理課財産管理グループ

メールアドレス zaisankanri@pref.aomori.lg.jp

※ 電子メールの件名を「公有財産管理システム構築等業務委託に係る質問」とすること。

(3) 質問への回答

質問に対する回答は、質問者に対し、電子メールにて回答し、その内容については、青森県財務部財産管理課ホームページへの掲載の方法により公表する。

5 プロポーザルへの参加表明

本プロポーザルに参加する場合は、以下の書類を提出すること。

なお、参加表明者は、後述の企画提案書類を必ず提出する者に限る。

(1) 提出書類

- ① 公募型プロポーザル参加表明書（様式2-1）
- ② 会社概要書（様式2-2）

(2) 受付期間

令和8年9月1日（金）～9月11日（金）17時まで

(3) 提出先

青森県財務部財産管理課財産管理グループ

メールアドレス zaisankanri@pref.aomori.lg.jp

※ 電子メールの件名を「公有財産管理システム構築等業務委託に係る参加表明書」とすること。

（電子データの場合は受信確認必須、郵送の場合は書留）

6 企画提案競技参加申請書の提出

本プロポーザルへ応募する場合は、以下の書類を提出すること。

また、県が必要と認める場合は、追加資料を求める場合がある。

(1) 提出書類

- ① 応募申請書（様式3）
- ② 誓約書（様式4）
- ③ 役員等に関する調書（様式5）
- ④ 団体の財産目録、貸借対照表、事業報告書、損益計算書及び利益処分計算書又はこれに準ずる書類
- ⑤ 定款若しくは寄付行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- ⑥ 法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税について未納がない旨の証明書（発行後3カ月以内のもの）

- ⑦ 都道府県税に係る徴収金について未納がない旨の証明書
(発行後3カ月以内のもの)

- ⑧ 企画提案書

(2) 提出期限

令和8年9月15日(火) 17時まで(必着)

(3) 提出部数等

- ・ 紙ベース ⑧企画提案書：正本1部、副本10部
⑧以外：正本1部
 - ・ 電子データ 一式：Word、Excel、PowerPoint 又は PDF
- ※ 指定様式は Word での提出とする

(4) 提出先及び提出方法

- ・ 紙ベース

次の提出場所に持参又は郵便書留により提出してください。

〒030-8570 青森県青森市長島一丁目1番1号

青森県財務部財産管理課財産管理グループ(担当：岩崎)

- ・ 電子データ

メールアドレス zaisankanri@pref.aomori.lg.jp

※ 電子メールの件名を「公有財産管理システム構築等業務委託に係る企画提案書」とすること。

(電子データの場合は受信確認必須、郵送の場合は書留)

(5) 留意事項

- ① 企画提案書類の応募に当たっては、事前に参加表明を行うこと。詳細は「5 プロポーザルへの参加表明」を参照。
- ② 企画提案書類の作成、提出など、本プロポーザル参加に係る費用は提案者の負担とする。なお、提出は1者につき1案のみとする。
- ③ 期限までに書類の提出がない者は、本プロポーザルの参加を認めないこととする。
- ④ 提出後の書類の差替え・修正は認めない。
- ⑤ 提出された書類は返却しない。
- ⑥ 本プロポーザルに関し、本県から手渡された全ての資料は他に公表することや使用することを認めない。

- ⑦ 企画提案書の作成に当たっては、別紙「企画提案書の作成及び記載上の留意点」を参照し作成すること。

7 審査及び選定方法

(1) 審査委員会の設置

「青森県公有財産管理システム構築等業務委託業務企画提案審査委員会（以下「審査会」という。）」において、提出のあった企画提案書等の内容の書面審査を行う。

(2) 審査方法

審査会は、あらかじめ定めた「企画提案審査基準」に基づき、書類審査により各委員が採点を行う。

(3) 最優秀提案者の選定

審査委員の各審査点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定し、次点の者を次点者として選定する。ただし、以下の点に留意すること。

- ① 総合得点が一定の基準点に満たない場合は、最優秀提案者を選定しないことがある。
- ② 提案者が1者のみの場合であっても、審査の結果、提案内容が契約の目的を十分に達成できると判断されるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。

(4) 提案者がいない場合の取扱い

提案者がいない場合には、業務内容等を再検討の上、改めて募集を行うものとする。

(5) 審査結果の通知

審査の結果については、提案者に対し書面により通知する。

(6) 失格

次に掲げる事項に該当するものは失格とし、審査の対象としない。

- ① 上記「3 参加資格」を満たさないもの。
- ② 提出書類に不足があるもの。
- ③ 提出期限を過ぎて提出されたもの。
- ④ 本実施要領の定めを満たさないもの。
- ⑤ 企画提案書類に虚偽の記載をしたもの。
- ⑥ その他審査結果に影響を与えるような行為が認められた場合。

8 審査項目・配点

審査項目及び配点は、以下のとおりとする。

①公有財産管理システムの構築		
評価内容	配点	審査のポイント
機能	25	- 仕様書に掲げる機能が標準対応可能か - 可能な限りソフトウェア内の機能で実現可能か
データ移行等	20	- データ移行が滞りなく行うことが可能か - 他の財産管理業務（固定資産台帳の更新や所有外管理資産の計上等）についても、関連する業務と連携しながら実施することが可能であるか。
システム連携	10	公会計システムとの連携が滞りなく行うことが可能か
操作性	10	システム画面、レイアウトなど操作性の良いシステムであるか。
帳票出力	10	仕様書に掲げる帳票が出力可能か
小計	75	
②地方公会計所有外管理資産の計上支援		
評価内容	配点	審査のポイント
業務実績	25	都道府県における固定資産台帳整備及び財務書類等作成支援の契約実績を有しているか。
提案内容の妥当性と業務手法	25	対象となる所有外管理資産を漏れなく調査・特定し、合理的に評価・算定する具体的なアプローチを提案できているか。
小計	50	
①②共通		
評価内容	配点	審査のポイント
業務実施体制とスケジュール管理	25	限られた期間内で、遅滞なく業務を完了させる実行可能性を有しているか。
小計	25	
合計	150	

9 契約

(1) 契約の締結

- ① 選定した委託候補者に対して、企画提案の内容等に基づき協議のうえ、委託業務に係る仕様書の内容を確定し、契約を締結する。
- ② その者との契約が成立しない場合は、次点の提案者と協議を行う。
- ③ 当初契約金額は、委託業務予算の範囲内の額とする。
- ④ 業務委託条件・仕様書等は、契約段階において、若干の修正を行うことがある。
- ⑤ 本件業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、あらかじめ県の承諾を得た場合に限り、業務の一部を委託することができるものとする。
- ⑥ 契約保証金については、青森県財務規則（昭和 39 年 3 月 31 日青森県規則第 10 号）（以下「財務規則」）第 159 条の定めるところによるものとする。

(2) 契約保証金

契約締結前に、原則として契約金額の 100 分の 10 以上に相当する額の契約保証金を納付すること。ただし、財務規則第 159 条各号に該当する場合は、その全部又は一部の納付を免除することができる。

10 スケジュール

令和 8 年	9 月	1 日（火）	公募開始
令和 8 年	9 月	8 日（火）	質問書の提出期限
令和 8 年	9 月 10 日（木）	質問書への回答	
令和 8 年	9 月 11 日（金）	参加表明書の提出期限	
令和 8 年	9 月 15 日（火）	企画提案書提出期限	
令和 8 年	9 月下旬	審査結果の通知	
令和 8 年	9 月末	契約締結	

11 問い合わせ先

青森県 財務部 財産管理課 財産管理グループ 公有財産担当

住 所 〒030-8570

青森県青森市長島一丁目 1 番 1 号

電話番号 017-734-9094 F A X 017-734-8014

メールアドレス zaisankanri@pref.aomori.lg.jp